

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

(業務改善助成金特例コース) 交付要綱

(通則)

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金特例コース)は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(交付の目的)

第3条 当該助成金は、賃金の引上げを行うとともに生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに伴う負担を軽減することにより、最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号。)第4条の最低賃金をいう。以下同じ。)の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付する。

(対象事業者及び交付の要件等)

第4条 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、第1号に掲げる要件をすべて満たした場合であって、第2号に掲げる経費を支出したときは、当該事業者に対して、予算の範囲内で当該助成金を交付する。

一 対象事業者の要件

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として生産量(額)又は売上高等の事業活動を示す指標(以下「生産指標」という。)の令和3年4月から令和3年12月までの間の連続した任意の3か月間の月平均値が、前年又は前々年同期に比べ、30%以上減少していること。なお、事業開始から1年に満たない場合で、前年同期と比較することができない場合は、事業開始日以降で適切と認められる期間の値と比較して、生産指標が30%以上減少していること。

イ 令和3年7月16日以降令和3年12月31日までの間に、当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額(以下「事業場内最低賃金」という。)を30円以上引き

上げていること。ただし、引上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内である場合に限る。

二 事業場内最低賃金の引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを就業規則その他これに準ずるものにより定めた場合に、交付決定の属する年度の3月31日までの間に、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等(以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。)を行い、別表第2に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)を支出すること。ただし、別表第2の(その2)に掲げる経費の支出については、(その1)に掲げる経費の額を上回らない範囲に限り、助成対象経費と認める。

2 助成対象経費の下限は10万円とし、助成金の交付の額は、助成対象経費に別表第1の第2欄に定める助成率を乗じた額又は同第3欄に定める引上げ労働者数に応じて定める上限額のいずれか低い額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 当該助成金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

一 第1項に定める賃金額を引き上げた日から起算して3月前の日から第16条に定める支払請求手続を行った日の前日又は第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。)、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退

- 職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
- イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
- エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合
- 二 過去に中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合
- 三 様式第1号による申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から第16条に定める支払請求手続を行った日の前日又は第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか(司法処分等)となった場合
- 四 様式第1号による申請書及び様式第9号による報告書の提出日から起算して過去3年以内に事業場の所在地を所轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)から適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- 五 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを

不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合

六 事業主等又は事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合

七 様式第1号による申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合(ただし、交付決定までに納付を行った場合を除く。)

八 第5条に定める申請手続又は第16条に定める支払請求手続の時点で倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)している場合

ただし、再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。)を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

九 不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合

(申請手続)

第5条 当該助成金の交付を受けようとする中小企業事業者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別途定める日までに所轄労働局長に

提出しなければならない。

一 助成対象経費の見積書

二 第4条第1項第1号のアに規定する生産指標が30%以上減少したことを確認できる書類

三 第4条第1項第1号のイに規定する令和3年7月16日以降令和3年12月31日までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げたことを確認できる書類

四 第4条第1項第2号に規定する就業規則その他これに準ずる書類(就業規則等の定めがない場合は、事業場内最低賃金の引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることに関する申出書)

五 助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長が提出を求める書類

2 前項の申請書に必要な事項が記載され、同項各号の書類が添付された場合は、施行令第3条第1項の申請書の記載事項及び同条第2項の書類が添付されたものとする。

3 中小企業事業者は、第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 所轄労働局長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったとき

は、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該助成金の交付又は不交付の決定を行う。交付又は不交付の決定をしたときは、前条第1項の申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第2号により当該事業者へ通知するものとする。

2 所轄労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 所轄労働局長は、前条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げは、前条の通知を受けた日から15日以内に、所轄労働局長に対して書面により行わなければならない。

(契約等)

第8条 第6条第1項の決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の配分の変更その他申

請書の内容を変更する場合には、あらかじめ様式第3号による計画変更申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所轄労働局長は、前項の申請に基づいて審査を行い、承認又は不承認をしたときは、同項の計画変更申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第4号により当該事業者へ通知するものとする。

(助成事業の廃止)

第10条 助成事業者は、第4条に規定する要件を満たすことができない場合は、様式第5号による事業廃止承認申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所轄労働局長は、前項の承認をしたときは、同項の事業廃止承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第6号により当該事業者へ通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 助成事業者は、予定の期間内に第4条に規定する要件を満たすことができないと見込まれる場合は、速やかに様式第7号による事業完了予定期日変更報告書を所轄労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから第16条に定める支払請求手続を行った日の前日又は第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの交付に必要な行為の実施状況について、様式第8号による状況報告書をそれぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、助成事業者は、助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長から要求があったときは、速やかに当該要求に応じた報告をし

なければならない。

(実績報告及び交付額の確定)

第13条 助成事業者は、申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に様式第9号による事業実績報告書に第4条の要件を満たしたことを証明する書面を添えて所轄労働局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、所轄労働局長の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その指定する日とすることができる。

3 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 所轄労働局長は、第1項の報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、第1項の事業実績報告書が到達した日から起算して原則として20日以内に様式第10号により交付額確定の通知を行わなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第14条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第11号により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所轄労働局長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、助成事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（交付決定の取消等）

第 15 条 所轄労働局長は、適正化法第 17 条に基づいて交付の決定を取り消した場合は、様式第 12 号により、助成事業者に通知するものとする。この場合において、既に当該助成金が交付されているときは、当該取消の対象となった助成事業者に対して、期限を定めて返還を命じなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第 1 項に基づく助成金の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払請求手続）

第 16 条 助成事業者は、第 13 条第 4 項の通知が到達したときは、速やかに様式第 13 号による支払請求書を所轄労働局長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第 17 条 助成事業者は、助成対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以

下「取得財産」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 所轄労働局長は、助成事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 助成事業者は、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けなければならない。

- 3 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 19 条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけれ

ばならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 中小企業事業者は、第 5 条に定める申請手続、第 7 条に定める申請の取下げ、第 9 条第 1 項に定める計画変更、第 10 条第 1 項に定める助成事業の廃止、第 11 条に定める事業遅延の届出、第 12 条に定める状況報告、第 13 条第 1 項から第 3 項に定める実績報告、第 14 条に定める消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還、第 16 条に定める支払請求手続又は第 18 条第 2 項に定める財産の処分については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第 26 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。) により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 21 条 所轄労働局長は、第 6 条に定める交付又は不交付の決定、第 9 条第 2 項に定める計画変更の承認又は不承認、第 10 条第 2 項に定める事業廃止承認、第 13 条第 4 項に定める交付額の確定、第 15 条に定める交付決定の取消等又は第 18 条第 3 項に定める承認について、中小企業事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(別表第1)

第1欄	第2欄	第3欄			
引上げ額	助成率	上限額			
		引上げ労働者数			
		1人	2人～3人	4人～6人	7人以上
30円以上	3 / 4	30万円	50万円	70万円	100万円

(別表第2)

(その1)

生産性向上等に資する設備投資等の経費区分
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費

(その2)

関連する経費の区分
広告宣伝費、改築費、備品等購入費、通信費

(関連する経費とは、生産性向上等に資する設備投資等のほか、様式第1号別紙2の業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に、生産性向上等に資する設備投資等を行う取組に関連する費用として、業務改善計画において計上された経費をいう。)

(附則)

この要綱の規定は、令和4年1月13日から適用する。